

平成 19 年 第 2 回

宿毛市議会臨時会会議録

平成19年5月7日開会

平成19年5月7日閉会

宿毛市議会事務局

平成19年第2回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第 1 日（平成19年5月7日 月曜日）	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会（午前10時00分）	
○日程第1 議長の選挙	5
○日程第2 副議長の選挙	6
○日程第3 議席の指定	7
○日程第4 会議録署名議員の指名	7
○日程第5 会期の決定	7
（諸般の報告）	
○日程追加 議案第9号	7
質疑	8
委員会付託省略	8
討論・表決	8
○日程第6 幡多西部消防組合議会議員及び高知県宿毛市・愛媛県南宇和 郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙	8
○日程第7 議案第1号から議案第7号まで	9
（提案理由の説明）	
市 長	9
質疑	11
委員会付託省略（議案第1号から議案第7号まで）	11
討論・表決	11
○日程第8 議案第8号	11
（提案理由の説明）	
市 長	11
質疑	11
委員会付託省略	11
討論・表決	11
○日程追加 委員会調査について	12

継続調査	1 2
(閉会あいさつ)	
市 長	1 2
閉 会 (午後 2時56分)	
閉会中の継続調査申出書	1 4

----- . . ----- . . -----

付 録

議決結果一覧表	付－ 1
---------	------

平成19年
第2回宿毛市議会臨時会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成19年5月7日 月曜日）

午前10時 開議

- 第1 議長の選挙
- 第2 副議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
 - 諸般の報告
- 第6 幡多西部消防組合議会議員及び高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙
- 第7 議案第1号から議案第7号まで
 - 議案第 1号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 2号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 3号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 4号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 5号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 6号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 7号 専決処分した事件の承認について
- 第8 議案第 8号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長の選挙
- 日程第2 副議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 幡多西部消防組合議会議員及び高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙
- 日程第7 議案第1号から議案第7号まで
- 日程第8 議案第 8号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程追加 議案第 9号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程追加 委員会調査について

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（16名）

1 番	今 城 誠 司 君	2 番	岡 崎 利 久 君
3 番	野々下 昌 文 君	4 番	松 浦 英 夫 君
5 番	浅 木 敏 君	6 番	中 平 富 宏 君
7 番	有 田 都 子 君	8 番	浦 尻 和 伸 君
9 番	寺 田 公 一 君	10 番	宮 本 有 二 君
11 番	濱 田 陸 紀 君	12 番	西 郷 典 生 君
13 番	山 本 幸 雄 君	14 番	中 川 貢 君
15 番	西 村 六 男 君	16 番	岡 崎 求 君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	夕 部 政 明 君
次 長	岩 本 昌 彦 君
議事係 長	岩 村 研 治 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
副 市 長	西 野 秋 美 君
収 入 役	中 上 晋 助 君
企 画 課 長	岡 本 公 文 君
総 務 課 長	出 口 君 男 君
市 民 課 長	弘 瀬 徳 宏 君
税 務 課 長	美濃部 勇 君
会 計 課 長	安 澤 伸 一 君
保 健 介 護 課 長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長	土 居 利 充 君
産 業 振 興 課 長	茨 木 隆 君
商 工 観 光 課 長	立 田 明 君
建 設 課 長	豊 島 裕 一 君
福 祉 事 務 所 長	沢 田 清 隆 君
上 下 水 道 課 長	頼 田 達 彦 君
教 育 教 育 委 員 会 委 員 長	奥 谷 力 郎 君

教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	小 島 正 樹 君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	有 田 修 大 君
学 校 給 食 センター所長	小 野 正 二 君
千 寿 園 長	村 中 純 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○事務局長（夕部政明君） おはようございます。
す。

一般選挙後の初めての議会でありますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定により、臨時に年長議員が議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、山本幸雄さんが年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

○臨時議長（山本幸雄君） ただいま紹介をされました山本幸雄でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いをいたします。

これより平成19年第2回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上「仮議席」を指定いたします。

「仮議席」は、ただいまご着席の議席と指定をいたします。

市長からあいさつの申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成19年第2回宿毛市議会臨時会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、去る4月22日に行われました市議会議員選挙におきまして、多くの方々のご支援を得てご当選されたことを、心よりお喜びを申し上げます。

私ども執行部におきましても、4月から人事を刷新いたしまして、岡松教育長以下、幹部がこのように刷新をされております。この上は、市民の皆様のご期待に沿うよう、努力をしてま

いりたいというふうに思っております。

新しい管理職もおりますので、皆様方のお手元に座席表を配付をさせていただいておりますので、ご参考をお願いをいたしたいと思っております。

さて、ご承知のように、国、地方を問わず、行財政を取り巻く環境は非常に厳しいものがございまして、このため、宿毛市におきましても、行政改革大綱及び集中改革プランに基づきまして、経常経費の節減や、むだの排除に努めながらも、防災対策や少子高齢化対策、産業振興等については、積極的に推進していかねばならない課題であるというふうに考えております。

また、先立って新聞に報道されましたように、職員の不祥事が発生しまして、懲戒免職処分を行ったところでございまして、この場をお借りしまして、市民及び議員の皆様方に深くおわびを申し上げます。

と同時に、今後、二度とこのようなことが起きないように、職員とともに全力をあげて再発防止に努めてまいりたいと思っております。

さらに、私自身の管理監督責任も問うべきでありまして、この件につきましては、議会の決定事項でございまして、しかるべき時期におはかりをいたしたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、宿毛市の発展と住民福祉の向上のために、より一層のご指導とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会のごあいさつといたします。

○臨時議長（山本幸雄君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午前10時58分 再開

○臨時議長（山本幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1「議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(山本幸雄君) ただいまの出席議員数は16人です。

投票用紙を配付させていただきます。

(投票用紙配付)

○臨時議長(山本幸雄君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○臨時議長(山本幸雄君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○臨時議長(山本幸雄君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長(夕部政明君) 点呼をいたします。

今城誠司君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木 敏君、中平富宏君、有田都子君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君、山本幸雄君、中川 貢君、西村六男君、岡崎 求君。

○臨時議長(山本幸雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○臨時議長(山本幸雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(山本幸雄君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に今城誠司君及び岡崎利久君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長(山本幸雄君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 15票

無効投票 1票

有効投票中

宮本有二君 15票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、宮本有二君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました宮本有二君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

ご承知願えれば、ごあいさつをお願いいたします。

(議長当選承諾及びあいさつ)

○議長(宮本有二君) 一言、議長就任のごあいさつを申し上げます。

このたびの議長選挙に当たり、議員各位のご推挙により、本市議会の議長の重職につくこととなりました。まことに光栄のいたりに存じます。とともに、その責任の重大さを痛感しているところでございます。

今さら申し上げるまでもなく、議長の職責を十分に果たすには、議員各位のご支持とご協力が不可欠であることを十分承知をいたしております。私は、誠意を尽くして事に当たり、公正を旨とし、議会の円滑な運営を図り、ますます市政の進展と地方自治の発展のために、最善の努力をいたす所存であります。

ここに重ねて、議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げ、議長就任のごあいさつといたします。

以上です。

(拍手)

○臨時議長(山本幸雄君) これにて、私の職務は終わりました。議長と交代いたします。

宮本議長、議長席におつき願います。

(臨時議長退席・議長着席)

○議長(宮本有二君) 日程第2「副議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(宮本有二君) ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(宮本有二君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(宮本有二君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長(夕部政明君) 点呼いたします。

今城誠司君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木 敏君、中平富宏君、有田都子君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君、山本幸雄君、中川 貢君、西村六男君、岡崎 求君。

○議長(宮本有二君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(宮本有二君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今城誠司君及び岡崎利久君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(宮本有二君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 14票

無効投票 2票

有効投票中

寺田公一君 13票

有田都子君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、寺田公一君が副議長に当選をされました。

ただいま、副議長に当選されました寺田公一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ご承諾願えればごあいさつを願います。

(副議長当選承諾及びあいさつ)

○副議長(寺田公一君) ただいま、議員各位のご推挙により、本市議会の副議長に選ばれたことは、この上ない光栄と存じております。

と同時に、責任の重大さを痛感しているところでもあります。

副議長の要職を十分に果たすことができるか、一抹の危惧がないわけではありませんが、幸いにして議長に就任された宮本議長は、人格識見ともに卓越した方でありますし、議長を補佐するとか、相談に応ずるなどといった不遜なことは考えておりませんが、宮本議長のご指導とご助言をいただきながら、議会が公正かつ円満に運営されますよう、誠心誠意努力いたす所存でございます。

議員各位の変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、就任のごあいさつといたします。

よろしく申し上げます。

(拍手)

○議長(宮本有二君) これにて、「副議長の選挙」は終わりました。

日程第3「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の指名と、その議席の番号を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長(夕部政明君) 朗読いたします。

- 1 番 今城誠司君
- 2 番 岡崎利久君
- 3 番 野々下昌文君
- 4 番 松浦英夫君
- 5 番 浅木 敏君
- 6 番 中平富宏君
- 7 番 有田都子君
- 8 番 浦尻和伸君
- 9 番 寺田公一君
- 10 番 宮本有二君
- 11 番 濱田陸紀君
- 12 番 西郷典生君

13 番 山本幸雄君

14 番 中川 貢君

15 番 西村六男君

16 番 岡崎 求君。

以上でございます。

○議長(宮本有二君) ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において今城誠司君及び岡崎利久君を指名いたします。

日程第5「会期の決定」を議題といたします。おはかりいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、「諸般の報告」をいたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

おはかりいたします。

ただいま、浦尻和伸君ほか5名から議案第9号「宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について」が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第9号を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第9号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第9号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(宮本有二君) 全員起立であります。

よって、「議案第9号」は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前11時27分 休憩

午後1時31分 再開

○議長(宮本有二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告をいたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、今城誠司君、野々下昌文君、浅木敏君、中平富宏君、有田都子君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君、以上8人を総務文教常任委員に、

岡崎利久君、松浦英夫君、浦尻和伸君、寺田公一君、山本幸雄君、中川貢君、西村六男君、岡崎求君、以上8人を産業厚生常任委員に、中平富宏君、浅木敏君、有田都子君、浦尻和伸君、西郷典生君、山本幸雄君、以上6人を議会運営委員に指名いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(夕部政明君) 各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 中平富宏君

副委員長 野々下昌文君

産業厚生常任委員会

委員長 中川貢君

副委員長 岡崎利久君

議会運営委員会

委員長 山本幸雄君

副委員長 有田都子君

以上でございます。

○議長(宮本有二君) 日程第6「幡多西部消防組合議会議員及び高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙」を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法につきましては議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

幡多西部消防組合議会議員に岡崎 求君を、高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員に野々下昌文君、浅木 敏君及び有田都子君をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を各組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君が、各組合議会議員にそれぞれ当選をされました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第7「議案第1号から議案第7号まで」の7議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(中西清二君) ご提案を申しあげました議案につきまして、提案理由のご説明をいたします。

議案第1号から議案第7号までは、いずれも専決処分をした事件の承認を求めるものでございます。

議案第1号は、平成18年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で2,110万8,000円を減額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

主な内容につきましては、臨時地方道路整備事業が関係機関との調整に不測の日数を要したため、急遽、平成18年度中に完成できなくなりましたので、繰越明許費の追加をしたことと、地方債の確定によるものでございます。

歳入で増額した主なものは、地方交付税6,737万1,000円、財産売払収入512万4,000円でございます。

また、減額した主なものは、財政調整基金繰入金6,137万2,000円、市債940万円。

一方、歳出で増額した主なものは、教育費の社会教育総務費68万7,000円。また、減額した主なものは、総務費の開発推進費2,000万円、商工費の観光費177万5,000円でございます。

議案第2号は、平成18年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、宿毛市観光開発公社が、平成19年3月23日をもって解散となり、剰余金が生じたことに伴い、平成17年度に支出していた補助金が177万5,000円返還されることになりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第3号は、平成19年度宿毛市一般会計

補正予算でございます。

内容につきましては、職員の交通事故に伴い、相手方との示談が成立したことに伴い、賠償金等総額で21万3,000円を増額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第4号は、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、特殊勤務手当の一部廃止と宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の異動により、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

議案第5号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成19年3月30日に交付され、市民税の納税義務者等についての改正、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設等が行われたことに伴い、宿毛市税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第6号は、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、平成19年3月30日に交付され、適用期限が3年間延長されたことに伴い、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

議案第7号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布され、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、基礎課税限度額が53万円から56万円に引き上げる等の改正でございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。よろしくご審議の上、適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（宮本有二君） これにて提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時27分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より発言の申し出がありますので、この際、これを許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。先ほど、議案の提案理由の説明をいたしましたときに、内容の一部訂正がございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

議案第6号でございますが、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税の分でございます。これに伴う措置の適用期限を、先ほどは3年間延長と申し上げました。これは、2年間の延長の誤りでございますので、おわび

して訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（宮本有二君） 以上で、市長の発言は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております「議案7件」については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第7号まで」の7議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第1号から議案第7号まで」の7議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号から議案第7号まで」の7議案については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第7号まで」の7議案は、これを承認することに決しました。

日程第8、「議案第8号」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西郷典生君の退席を求めます。

（西郷典生君 退席）

○議長（宮本有二君） この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。議案第8号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号は、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

議員の中から選任しております監査委員が欠員となっておりますので、西郷典生氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第8号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。
よって「議案第8号」は、これに同意することに決しました。

西郷典生君の入場を許します。

(西郷典生君 入場)

○議長(宮本有二君) おはかりいたします。
この際「委員会調査について」を急施を要する事件として、日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。
よってこの際、「委員会調査について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。
よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期臨時会の日程はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、これを許します。

市長。

○市長(中西清二君) 閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、ご提案申上げました議案のほか、議会の役員人事も行われ、長時間にわたりご審議をいただき、まことにご苦労さまでございま

す。

ご提案申上げました議案につきましては、それぞれ原案のとおりご決定をいただき、ありがとうございます。

議会の役員人事につきましては、議長に宮本有二さん、副議長に寺田公一さん、また各常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長さんには、それぞれ経験豊かな方々が選任されました。

いよいよ本日から新しい体制のもとで、議会運営がなされるわけでございますが、長引く景気低迷の中で、本市の行財政を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。今後は、議員の皆様方のご指導とご協力を賜りながら、各種課題事業の推進並びに市民福祉の向上に、より一層努めてまいりたいというふうに考えております。

どうか議員の皆様方におかれましては、健康にご留意されまして、宿毛市政発展のためにご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長(宮本有二君) これにて、平成19年第2回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会臨時議長 山本幸雄

議長 宮本有二

議員 今城誠司

議員 岡崎利久

平成19年5月7日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
(2) 行政機構の状況について
(3) 財政の運営状況について
(4) 公有財産の管理状況について
(5) 市税等の徴収体制について
(6) 地域防災計画について
(7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成19年5月7日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 川 貢

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成19年5月7日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

議会運営委員長 山 本 幸 雄

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

平成19年第2回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1号	専決処分した事件の承認について	5月 7日	承 認
第 2号	専決処分した事件の承認について	5月 7日	承 認
第 3号	専決処分した事件の承認について	5月 7日	承 認
第 4号	専決処分した事件の承認について	5月 7日	承 認
第 5号	専決処分した事件の承認について	5月 7日	承 認
第 6号	専決処分した事件の承認について	5月 7日	承 認
第 7号	専決処分した事件の承認について	5月 7日	承 認
第 8号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月 7日	同 意
第 9号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	5月 7日	原案可決